

第6次糸田町総合計画及び第3次糸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定支援業務仕様書

1. 委託業務名

第6次糸田町総合計画及び第3次糸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務（以下、本業務とする）

2. 業務の目的

本業務は、「第5次糸田町総合計画後期基本計画」及び「第2次糸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和7年度をもって計画期間が終了することを受け、令和8年度を計画始期とする「第6次糸田町総合計画」及び「第3次糸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を目的とする。次期総合戦略の策定にあたっては、国の新たな総合戦略である「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、目指すべき地域ビジョンを再構築したうえで改訂する。

なお、次期総合戦略については「総合計画」における重点施策として位置づけ、両計画を一体的に策定するものとする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和7年11月28日までとする。

ただし、総合計画および総合戦略の文章原稿データは、令和7年10月31日までに完成させるものとする。

4. 委託業務の概要

（1）町の基礎データの整理

町及び県等の既存地域資料（各種計画書等）を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・整理し、計画策定の基礎とする。

（2）アンケート調査

調査票の提案を行うとともに、アンケートの配布・回収を行う。回収した調査票の入力・集計を経て報告書としてとりまとめ、計画への反映を行う。回収は、郵送及びWEBの併用を予定しているため、WEB回答画面の構築を行うこと。

・対象者及び票数：一般住民 1,500 票（回収率見込み：50%）

（3）人口ビジョンの見直し

直近の国勢調査結果または住民基本台帳等に基づき将来人口を推計し、人口ビジョンの見直しを行う。目標人口の設定にあたっては、現行の「人口ビジョン」による将来人口を踏まえた検証を行うものとする。

（4）主要課題の整理（現行計画の評価・検証）

（1）～（3）及び各計画の評価検証の結果を踏まえ、課題を整理するとともに、

計画への反映を行う。また、必要に応じて各課ヒアリングを実施し、計画策定の基礎とする。

(5) 第6次糸田町総合計画及び人口ビジョン、第3次糸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の策定

基礎調査の結果等をもとに計画素案を策定し、事務局との打合せや審議会等での協議・調整を踏まえて修正する。

なお、総合戦略については、総合計画における「基本構想」「基本計画」の枠組みに準拠しつつ、「基本計画」の中の重点施策として位置付けるものとする。

ア 第6次糸田町総合計画（計画期間：令和8年度～令和17年度）

①第6次糸田町総合計画を町の最上位計画としつつ、次期総合戦略の内容とも整合した計画体系及び施策の展開内容の提案

②取組内容、取組スケジュール、関連するKPI等の提案

③上記及び下記イ、ウを踏まえた基本構想及び基本計画素案の作成

イ 人口ビジョン

①直近の国勢調査結果または住民基本台帳等に基づいた将来人口推計の実施

②目標人口に関する提案

③上記を踏まえた人口ビジョン案の作成

ウ 第3次糸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和8年度～令和12年度）

①基本的考え方や基本目標等の提案

②取組内容、取組スケジュール、関連するKPI等の提案

③上記を踏まえた総合戦略素案の作成

(6) パブリックコメントの実施支援

第6次糸田町総合計画等の案についてパブリックコメントを実施する予定であり、必要となる資料の準備、提出された意見の整理及び計画への反映等を行う。

(7) 審議会等の運営支援

計画策定にあたり開催予定である、外部の有識者を含む審議会及び庁内の課長級からなる会議の運営を支援する。審議会は、総合計画と総合戦略でそれぞれ開催する予定である（各3回）。課長級の会議は、総合計画と総合戦略をあわせて行う予定である（計4回）。具体的には資料の作成、会議録の作成、必要に応じて資料の説明を想定している。

(8) 計画書の印刷製本

確定した第6次糸田町総合計画・人口ビジョン・第3次糸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の印刷製本を行う。

5. 成果品

成果品の仕様に基づき、印刷を行うとともに、ホームページ公開用の PDF データを用意すること。

- (1) 第6次糸田町総合計画（含む、人口ビジョン、第3次糸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略） 200部

印刷仕様：A4判、80頁程度、4色刷り

- (2) 第6次糸田町総合計画 概要版 200部

印刷仕様：A4判、8頁程度、4色刷り

- (3) 上記(1)と(2)の印刷用データを含む、本業務関連の電子データ一式(CD-ROM)

6. その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。